八幡市地域公共交通網再編検討業務評価基準

この基準は、八幡市地域公共交通網再編検討業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公募型プロポーザル方式における提案を評価するための基準として示す。

１.審査及び評価の実施について

評価委員会は、提案書及びプレゼンテーション･ヒアリング（プレゼンテーション約２０分、質疑応答約１５分）により審査及び評価を行う。この場合において、審査及び評価は各委員の総合的な判断に委ねるものとし、議論又は相談は行わない。

２.評価基準

（１）評価項目及びその配点

別紙「八幡市地域公共交通網再編検討業務評価基準表」のとおり

（２）評価項目ごとの採点基準

別紙「八幡市地域公共交通網再編検討業務評価基準表」のとおり

３．提案者の選定方法

（１）　評価委員会は、各委員の評価点数を合計し、その合計点数が最も高い提案者を受注候補者とすることについて委員全員の合意を得る。但し、当該提案者の評価点数の平均が６０点未満の場合は、受注候補者としない。

（２）　最多得点の提案者が複数の場合は、提案価格が安価な者を受注候補者とする。

（３）　受注候補者として選定された者が、公募型プロポーザル方式参加者に必要な資格を満たさないこととなった場合や、辞退を申し出た場合、あるいは事業の継続が困難となった場合等、受注候補者たる資格を喪失したと考えられる場合においては、当該受注候補者を失格とする。この場合、審査結果を踏まえて審査委員会が意見交換を行い、次点を選定する。